

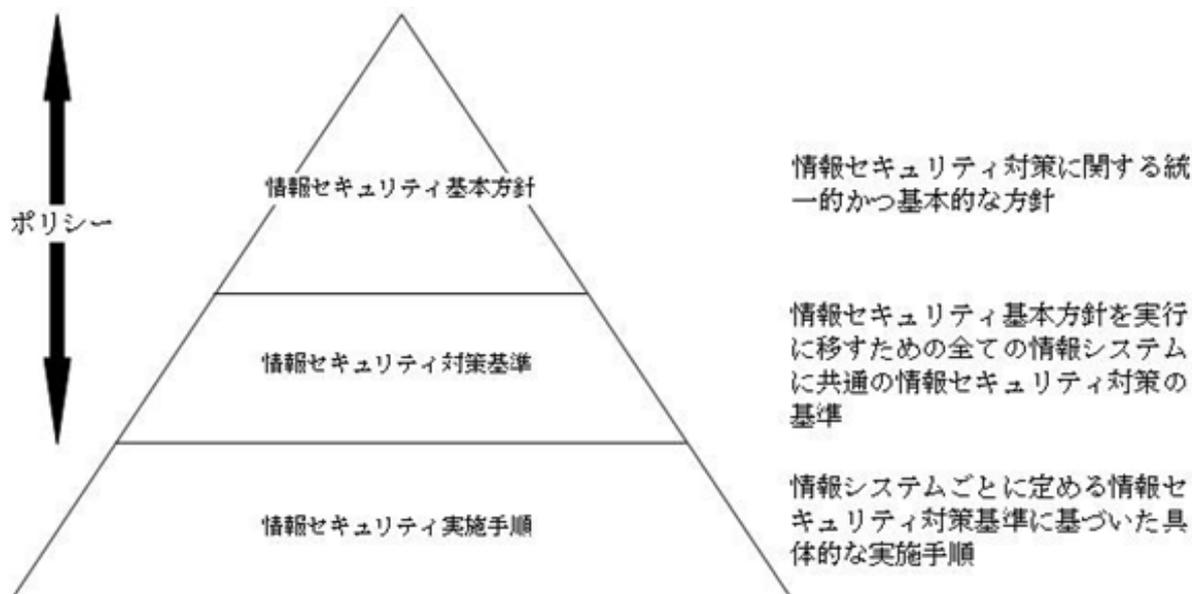
香取市情報セキュリティポリシーの概要

1. 情報セキュリティポリシーの構成

香取市情報セキュリティポリシー（以下「情報セキュリティポリシー」という。）は、本市が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものの総称である。情報セキュリティポリシーは、情報資産に関する業務に携わる全職員（非常勤特別職を含む。以下、「職員等」という。）に浸透、普及、定着させるものであり、安定的な規範であることが要請される。しかしながら一方では、技術の進歩に伴う情報セキュリティを取り巻く急速な状況の変化へ柔軟に対応することも必要である。

このようなことから、情報セキュリティポリシーを一定の普遍性を備えた部分（情報セキュリティ基本方針）と情報資産を取り巻く状況の変化に依存する部分（情報セキュリティ対策基準）の2階層に分け、それぞれ策定することとする。

また、情報セキュリティポリシーに基づき、情報システムごとの具体的な情報セキュリティ対策の実施手順として情報セキュリティ実施手順を策定することとする。（下表参照）。



2. 情報セキュリティポリシーの目的

今日、インターネットをはじめとする情報通信ネットワークや情報システムの利用は生活、経済、社会のあらゆる面で拡大している。一方で、個人情報情報の漏えい、不正アクセスや新たな攻撃手法による情報資産の破壊・改ざん、操作ミス等によるシステム障害等が後を絶たない。また、自然災害によるシステム障害や疾病による要員不足を起因とするシステム運用の機能不全にも備える必要がある。

本市は、市民の個人情報や行政運営上重要な情報などを多数取り扱っている。また、電子自治体の構築が進み、多くの業務が情報システムやネットワークに依存している。したがって、これらの情報資産を様々な脅威から防御することは、市民の権利、利益を守るためにも、また、行政の安定的、継続的な運営のためにも必要不可欠である。

情報セキュリティポリシーは、本市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保するため

に実施する情報セキュリティ対策について、根本的な考え方と遵守すべき行為や判断などの基準を定めることを目的とする。

＊ 国際標準機構（ISO）が定めるもの（ISO7498-2：1989）

機密性（confidentiality） 情報にアクセスすることが認可された者だけがアクセスできることを確実にすること

完全性（integrity） 情報及び処理の方法の正確さ及び完全である状態を安全防護すること

可用性（availability） 許可された利用者が必要なときに情報にアクセスできることを確実にすること

3. 情報セキュリティポリシーの運用

情報セキュリティポリシーは、本市の情報セキュリティ対策の頂点に位置するものである。

したがって、市長をはじめとした職員等及び外部委託事業者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識をもつとともに、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシーを遵守する義務を負う。また、情報セキュリティポリシーの評価・見直しなど、継続的な改善を行う。